

吉田町私立幼稚園運営費補助金交付要綱の新旧対照表

改正後	現行
<p>(交付の対象及び補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費は、私立幼稚園の当該年度における幼稚園の運営に要する経費で、次に掲げるものに対し1園につき2,250,000円を上限として交付する。</p> <p>(1) 教育上の研究のために必要であると認めるもの</p> <p>(2) その他教育の振興上必要であると認めるもの</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(交付の対象及び補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費は、私立幼稚園の当該年度における幼稚園の運営に要する経費で、次に掲げるものに対し1園につき2,250,000円を上限として交付する。</p> <p>(1) 園児負担の軽減上特に必要があると認めるもの</p> <p>(2) 教育上の研究のために必要があると認めるもの</p> <p>(3) その他教育の振興上必要があると認めるもの</p>